

特定芳香族アミンの定量分析試験所の 登録申請受付を開始しました

NITE（ナイト）[独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：安井 至、本所：東京都渋谷区西原] は、発がん性のある芳香族アミン（特定芳香族アミン*1）に対する法規制の動きを踏まえ、JISに基づいた特定芳香族アミンの定量ができる試験所の整備のため、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（JNLA）の申請受付を開始いたしました。

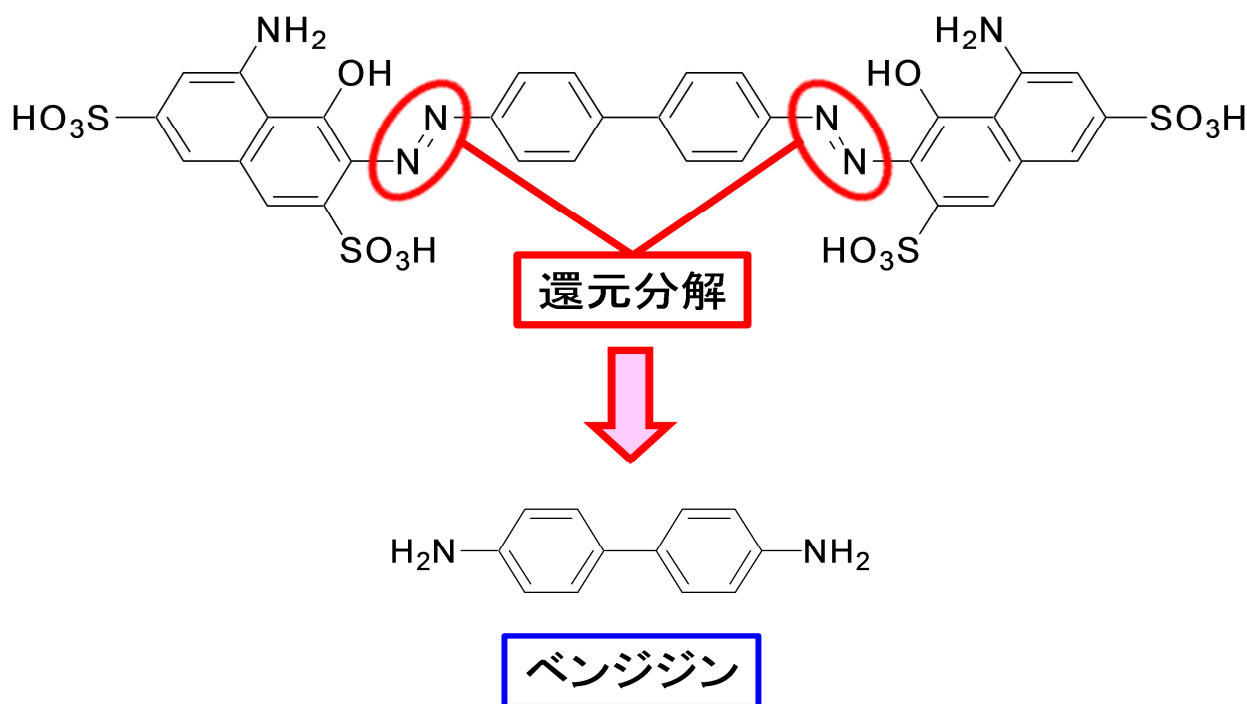
1. 染料などに使用されるアゾ色素は、それ自体は健康に影響を生じさせるものではないが、発がん性が指摘される芳香族アミン（特定芳香族アミン）に変化するアゾ色素が一部存在するとされております。
現在、ヨーロッパや中国、韓国においては法規制されており、我が国においても特定芳香族アミンについて、対応が検討されているところです（*2）。
このため、国内における特定芳香族アミンの定量を適切に実施できる試験所を確保する必要があります。
2. 本日、繊維製品に係る特定芳香族アミンの定量方法についての日本工業規格（JIS）が、JIS L 1940-1 及び JIS L 1940-3（ISO24362-1 及び ISO24362-3 に完全一致）として制定されました。
当該 JIS に基づく定量は、物質の特性上、試験操作が難しく、実施する試験所間の能力差が定量結果に影響を及ぼすことが懸念されています。
このため、NITE 認定センターでは、工業標準化法に基づく試験事業者を登録するための技術基準の作成等準備を行い、本日 JNLA 登録申請の受付を開始しました。これにより、アゾ色素由来の特定芳香族アミンの適切な定量を実施できる試験所を整備し、社会的ニーズに対し、迅速かつ適切に貢献することが期待されます。
3. JNLA 登録申請の手続きは以下のサイトよりご覧いただけます。
<http://www.iajapan.nite.go.jp/jnla/process/index.html>

- *1 特定芳香族アミンとは、アゾ基（-N=N-）を持つアゾ色素が還元分解されることにより生成される芳香族アミン（水素がアミン（-NH₂、-NH-等）に置換された芳香族炭化水素）のうち、ヒトに対する発がん性が認められているもの又は発がん性の可能性があるものをいいます。

アゾ基の還元分解反応の例

C. I. Direct Blue 6（22610：CAS No. 2602-46-2）の2か所のアゾ基の還元分解反応により、特定芳香族アミンであるベンジジン（CAS No. 92-87-5）が生成する。ベンジジンは、ヒトに対する発がん性が認められている。

C. I. Direct Blue 6(22610)



- *2 我が国における検討状況は、以下のサイトで資料の閲覧が可能です。

◆平成25年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会家庭用品安全対策調査会
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000035248.html>

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

電話：03-3481-1939

所長 藤間 一郎

担当者 根上、石毛

FAX：03-3481-1937